

■箕子小学校跡地活用方針が策定されました

- 箕子小学校跡地の活用については、市が平成29年度に民間アイデアを募集した結果、7件の提案がありました。この民間アイデアを参考に平成29年9月から平成30年8月にかけて4回の推進委員会を開催し、地域と市が意見交換を行ってきました。
- 市では、地域や民間事業者との意見交換を踏まえて検討が進められ、8月24日(金)に開催された市が設置する「箕子小学校跡地活用会議」の第2回会議で跡地活用方針が示されました。
- 方針の内容は、跡地全体約8,500㎡を民間に貸付けた上、民間施設の中で計画書の趣旨を踏まえた地域行事等の場となる広場や体育館などを必須機能として確保することを中心に、立地特性等を踏まえ地域や福岡市にとって魅力ある跡地活用に向けた、公募に反映する内容が盛り込まれています。
- 今回、9月議会への報告を経て、跡地活用方針が策定されましたのでお知らせします。



第2回跡地活用会議の様子

箕子小学校跡地活用方針 (平成30年11月福岡市策定) ～抜粋～

◆跡地に導入する機能

★：導入が必須の機能

◎：導入が望ましい機能

① 地域行事等の場や災害時の避難場所の継続に必要な機能

- ★**広場** (約3,000㎡：運動会ができる42m×62mの空間を確保)、
- 体育館** (約400㎡：バレーボールコート1面、高さ7mを確保)、
- 及び、**付帯施設** (備品倉庫、トイレ、球技・夜間照明に対応する設備、防犯パトカー置き場 等)



運動会(10月)



出典：箕子自治連F B
ソフトバレーボール
(サークル活動)

- ・地域利用は無料とします(広場の夜間照明代は除く)
- ・事業者決定後、地域行事等の具体の利用について、地域・市・事業者の三者による利用調整の場を設置します
- ・避難場所や避難所として指定します
- ・広場の配置は今と同様に地上、体育館はバリアフリーを条件に自由とします

② ①の広場・体育館を有効活用するとともに、利便性を磨き、暮らしの質を高める機能

- ◎教育、子育て支援、健康づくり、医療福祉 ※いずれか1つ以上を誘導

③ 地域の魅力向上や安全安心に繋がる機能

- ◎商店街と連携し賑わいを創出する機能
- ◎時間貸し駐車場
- ◎地域活動を支援する機能(地域に貸し出せる会議室など)

※一般的な住宅や風営法の規制対象施設は、立地できないこととします。

(なお、跡地では、※印の条件を除き、用途地域の中で建てられる施設の立地が可能です。)

◆運営面の取り組み

- 民間施設における地域利用のルールについては、現在の施設開放ルールを参考に、事業者選定後、事業者・地域・市で民間施設の事業内容を踏まえ協議し、定めます。
- 広場や体育館の継続については、事業者の提案内容を踏まえ、公募要綱を踏まえた契約、利用協定、地区計画を定めるなどの手法を活用し、地域行事等の場の継続性を確保していきます。

■今後の取組み

今後は、この跡地活用方針を踏まえ、市において今年度内の公募開始に向けて検討が進められていくこととなります。

地域をはじめ福岡市にとってよりよい跡地活用の提案が引き出せるよう検討していくとのことです。民間施設における地域利用など、地域としても引き続き市と意見交換していきます。

◎箕子小学校跡地の検討に関する資料は、下記、福岡市ホームページに掲載されています。

福岡市ホームページ>市政全般>道路・交通・都市整備>都市整備>箕子小学校跡地活用の検討について

http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/atoti_keikaku/shisei/sunoko_atochi.html